

## 千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉市介護職員研修受講者支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、次の各号に該当する研修を修了した者に対し、予算の範囲内において、受講費用の一部を助成することにより、益々需要が高まる介護サービス基盤を担う人材の確保・定着を図ることを目的とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する知識及び技能の習得に必要な研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の習得を含む。以下「実務者研修」という。）

### (助成金の交付)

第2条 本事業の助成は、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

### (助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条第1項に規定する申請の日（以下「申請日」という。）において住所を有する市町村の課する市町村税に滞納がないこと。
- (2) 申請日の1年前の日から申請日までに初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了していること。
- (3) 研修を修了した日から申請日までの間に、別表に掲げる介護施設等（以下「介護施設等」という。）に、常勤・非常勤、派遣を問わず、介護職として勤務し、また、申請日においても継続して勤務していること。ただし、申請しようとする者（以下「申請者」という。）が千葉市内に住所を有する者でない場合は、勤務先が千葉市内の介護施設等であること。
- (4) 申請日において、次条第1項に規定する助成対象の経費（以下「対象経費」という。）の支払いを完了していること。
- (5) 対象経費について、他の公的制度（千葉市ホームヘルパー2級資格取得支援事業による助成を含む。）から助成を受けていないこと。

### (助成対象経費及び助成金額)

第4条 対象経費は、研修に係る受講料及び教材費とする。ただし、申請者又は申請者と同一生計に属する者（以下「申請者等」という。）が実際に負担した費用に限るほか、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は、助成対象から除く。

2 助成金額は、対象経費の半額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨て、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を上限とし、当該助成金の交付は1人につき、各区分1回に限る。

- (1) 初任者研修 50,000円
- (2) 実務者研修 100,000円

### (助成金交付申請)

第5条 申請者は、市長が別に定める期日までに千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付申請書（兼請求書・兼就業証明書）（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し
  - (2) 市町村税に滞納がないことを証明する書類
  - (3) 介護保険法施行令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士実務者養成施設」という。）が申請者等に対して発行した、対象経費の領収書
  - (4) 介護員養成研修事業者又は介護福祉士実務者養成施設が発行する修了証明書の写し
- 2 前項の規定に関わらず、千葉市に住所を有する申請者は、市が保有する個人情報の利用に同意することで、提出書類のうち住民票の写し及び市町村税に滞納がないことを証明する書類を省略することができる。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を決定し、交付額を確定したときもしくは審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めるときは、千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 規則第16条の規定による交付請求は、第5条に規定する交付申請書の提出をもって代える。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第3号）により、助成対象者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。
- 2 市長は、規則第18条第1項の規定による助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、千葉市研修受講者支援事業助成金返還命令書（様式第4号）により、助成対象者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を利用している者が、本則第3条（同条第1号中「市町村の課する市町村税」とあるのは、「市町村の課する市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定に基づく徴収猶予の特例を利用している市町村税）を除く」と読み替えるものとする。）の規定に該当する場合は、本助成の対象とする。

3 前項に掲げる者が申請をする場合の提出書類については、本則第5条第1項各号及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号の規定は、「徴収猶予の特例を利用している市町村税が本人に課税されていることを証する書類及び市町村税納付に係る誓約書兼同意書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対象となる介護施設等は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定する介護保険サービス事業所（※）
- (2) 法第8条の2で規定する介護予防サービス事業所（※）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業所
- (4) 千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱に基づき、市長に設置届が提出されている有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する登録を受け、かつ同法第23条の特例により老人福祉法第29条第1項の適用を受けない、千葉市内に設置されているサービス付き高齢者向け住宅
- (5) 千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第4条ア（ア）に規定する訪問介護相当サービス又は同条イ（ア）に規定する通所介護相当サービスを行う事業所として同要綱第6条の規定に基づき市長より指定を受けた事業所

※ただし、法第8条及び法第8条の2のうち

「訪問看護（予防訪問看護）」、「訪問リハビリテーション（予防訪問リハビリテーション）」、「居宅療養管理指導（予防居宅療養管理指導）」、「福祉用具貸与（予防福祉用具貸与）」、「特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）」、「居宅介護支援（介護予防支援）」を除く。

（あて先）千葉市長

## 千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付申請書（兼請求書・兼就業証明書）

申請者	フリガナ										
	氏名	(注) 本人が手書きする場合は押印不要です。そうでない場合は押印してください。									
	生年月日	昭・平	年	月	日						
	住所	〒									
	連絡先電話番号	(携帯電話など、平日の日中に連絡のつきやすいもの) — —									
Eメール	@										
他の公的制度からの助成有無申立及び個人情報利用に係る同意	<input type="checkbox"/> この申請をするにあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について以下のとおり同意します。 ・研修の受講料等について、他の公的制度から助成を受けておらず、また受ける予定がないことを申し立てます。 ・研修を受けた実施機関、勤務先、ハローワーク等の関係機関に対し、費用の助成に係る調査、照会することを承諾します。 ・(千葉市在住者のみ) 住民登録関係情報及び市税納付情報について、市役所内の関係機関に調査、照会することを承諾します。 (チェックが無い場合は交付申請の受付ができません)										
研修修了(資格取得)及び受講料等の状況 ※申請書1枚につき1つの研修まで申請可	修了した研修(いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修									
	研修を受けた実施機関(養成校)	名称									
		修了日	令和	年	月	日					
	受講に要した経費	ア	円								
ア÷2 ※10円未満切捨	イ	0 円									
交付申請額	初任者研修は「50,000円」、実務者研修は「100,000円」が申請額の上限です。イと上限額を比較して、低額となる金額を記入してください。 円										
振込先	金融機関、預金種別、及び口座番号	銀行 (該当に○)				支店 出張所 (該当に○)					
		信用金庫									
		普通	(番号は左詰め)								
(注) 振込先の口座は、申請者本人名義のものに限ります。											
就業証明 (勤務先証明欄)	申請者は、当法人(事業所)に勤務する <u>介護職員(相談員や管理者等でない。)</u> であることを証明する。										
	証明日	令和	年	月	日						
	法人名称										
	法人所在地										
	代表者職氏名	印 代表者印を必ず押印ください。									
	事業所名称										
	事業所所在地										
	担当者名										
電話番号											
事業所番号	番号は左詰め										

(必要書類と注意点)

- ①住民票の写し(原本): 発行から3月以内のもの。千葉市在住者は原則不要です。
- ②市町村税に滞納がないことの証明書: 発行から3月以内のもの。千葉市在住者は原則不要です。証明書の名称や証明範囲は市町村で異なりますので、居住地の税関係部署等にお問い合わせください。また、地方税法の規定に基づき徴収猶予の特例を利用している場合は、事前にご相談ください。
- ③修了証明書の写し(コピー)
- ④受講料及び教材費の領収書 ※原則として、申請者本人名義に発行されたものに限ります。

様

千葉市長



千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書

千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付申請額	円
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
不可の場合の理由	
その他	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長



千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した千葉市介護職員研修  
受講者支援事業助成金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金  
等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長



千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	
返還を命ずる理由	

教示

- この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（あて先）千葉市長

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先  
（電話番号）  
（メールアドレス）

市町村税納付に係る誓約書兼同意書

私は、千葉市介護職員研修受講者支援事業助成金の交付申請をするにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

- 1 地方税法（以下「法」という。）附則第59条第1項に基づく徴収猶予の特例を利用している市町村税以外に、滞納のある市町村税はありません。
- 2 前項を確認するため、私の市町村税納付の状況について、市長が税務担当課へ税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消し及び返還命令を受けることに同意し、決定に従います。
  - （1）偽りその他不正の手段があったとき
  - （2）法附則第59条第1項に基づく徴収猶予の特例を利用している市町村税について、徴収猶予の期間を経過した後もなお納税すべき市町村税があるとき
  - （3）前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき